

措置部会 審議内容

1 活動実績（令和2年度中）

開催10回（審議12件、報告8件）

開催月	審議	報告
令和2年5月	1件	
6月	1件	1件
7月	1件	
8月		2件
10月	2件	1件
11月	1件	3件
12月	1件	
令和3年1月	3件	
2月	2件	
3月		1件

審議事項：部会から意見具申や助言を受けるもの（子ども又はその保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例、児童福祉法第28条に基づく施設入所等措置の申立又は同措置の更新の申立を行う事例等）

報告事項：児童虐待防止法に基づく出頭要求等の実施状況や過去に部会から意見具申または助言を受けた事案に対する、その後の援助経過の報告など。

2 被措置児童等虐待の状況報告

受理 件数	調査済	虐待 該当	虐待該当内訳			
			社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等
1	1	0	0	0	0	0

【報告案件の概要】

- ・対象者未詳の通告であったが調査を実施、結果として虐待にあたるような事実は確認されなかったもの。

（参考記載について次ページへ）

<参考> 被措置児童等虐待とは（児童福祉法第33条の10から17 要約）

- ・被措置児童等虐待とは、「施設職員等（ 1）」が「被措置児童等（ 2）」に行う「虐待行為（ 3）」のことをさす。

（ 1 ）施 設 職 員 等...ファミリーホーム従事者、里親、児童養護施設の長及び従事者、一時保護所を設けている児童相談所長、一時保護所の職員など

（ 2 ）被措置児童等...ファミリーホームや里親、児童養護施設などに入所している児童及び一時保護された児童

（ 3 ）虐 待 行 為...身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待

- ・世田谷区は被措置児童等虐待にかかる通告等を受けた場合は、速やかに、当該児童の状況把握、事実について確認するための措置を講ずる。
- ・世田谷区長は、上記の措置を講じたときは、速やかに当該措置の内容、当該児童の状況等を世田谷区児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ・世田谷区児童福祉審議会は、上記の報告にかかる事項について、世田谷区長に対し意見を述べることができる。